

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【事業年度】	第58期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土肥 雄治
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中1丁目1番90号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号
【電話番号】	(072)789-9700（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 海保 好秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
売上高 (千円)	8,102,858	7,799,584	7,400,640	7,093,825	5,309,801
経常利益又は経常損失 () (千円)	33,235	124,122	249,026	361,519	231,168
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	3,063	117,383	330,269	1,509,004	322,022
包括利益 (千円)	158,537	81,688	503,014	1,397,344	388,686
純資産額 (千円)	3,730,102	3,678,431	3,092,125	1,697,525	1,308,832
総資産額 (千円)	10,277,456	9,687,515	8,642,031	8,222,034	6,864,637
1株当たり純資産額 (円)	224.16	226.71	190.57	104.45	80.50
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	0.18	7.16	20.36	93.00	19.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	36.3	38.0	35.8	20.6	19.0
自己資本利益率 (%)	0.1	3.2	-	-	-
株価収益率 (倍)	844.4	34.1	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	576,577	129,972	555,046	857,918	342,589
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	197,484	58,578	26,009	225,182	194,788
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	815,486	315,325	520,661	815,034	605,230
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	929,176	795,276	798,708	523,767	452,866
従業員数 (人)	574	548	484	203	169
(外、平均臨時雇用者数)	(58)	(60)	(83)	(78)	(50)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第57期及び第58期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、また、第54期及び第55期並びに第56期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第56期及び第57期並びに第58期の自己資本利益率及び株価収益率については親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第57期の従業員数は、第56期と比べて281名減少しておりますが、その主な要因は、蘇州強力五金有限公司で従業員の整理解雇等を行ったことによるものであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
売上高 (千円)	7,511,962	7,175,458	6,764,418	6,620,784	5,279,223
経常利益又は経常損失() (千円)	289,909	205,665	5,045	121,409	61,251
当期純利益又は当期純損失() (千円)	271,126	177,849	30,574	1,233,893	163,314
資本金 (千円)	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000
発行済株式総数 (株)	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540
純資産額 (千円)	4,139,885	4,098,560	3,911,811	2,809,080	2,570,644
総資産額 (千円)	10,181,749	9,690,142	8,945,095	9,444,444	8,868,433
1株当たり純資産額 (円)	248.78	252.60	241.09	172.96	158.27
1株当たり配当額 (円)	3.00	5.00	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(0.00)	(0.00)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	16.29	10.85	1.88	76.05	10.07
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.7	42.3	43.7	29.7	29.0
自己資本利益率 (%)	6.8	4.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	9.3	22.5	-	-	-
配当性向 (%)	18.4	46.1	-	-	-
従業員数 (人)	200	191	185	176	163
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(58)	(60)	(83)	(78)	(50)
株主総利回り (%)	125.0	203.2	107.3	126.6	111.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価 (円)	256	405	316	212	273
最低株価 (円)	91	143	112	119	69

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第57期及び第58期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、また、第54期及び第55期並びに第56期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第56期及び第57期並びに第58期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

(1) 会社設立までの経緯

当社（1951年3月28日設立、本店・大阪市福島区、額面50円）は、ニスコ株式会社（1964年4月21日設立、本店・滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）、額面500円、以下「（旧）ニスコ株式会社」という。）の株式額面金額を変更するため、1980年3月21日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態であったため、実質上の存続会社は被合併会社である（旧）ニスコ株式会社となり、以下に記載する合併前の状況につきましては、実質上の存続会社に関するものであります。

(2) 会社の変遷

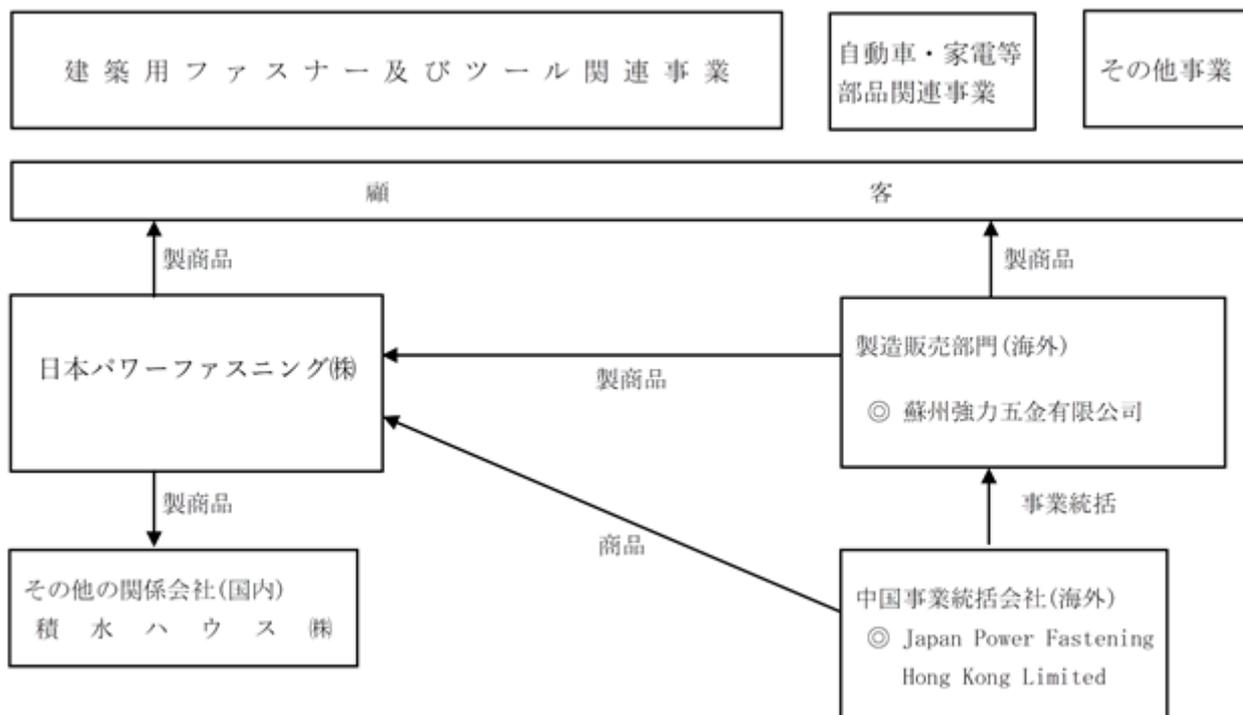
年月	経歴
1964年4月	新和工業(株)、日本発条(株)及び米国のイリノイ・ツール・ワークス社（以下ITW社という。）の3社が均等に払込み、資本金108百万円にて業界最初の日米合弁会社である日本シェークブルーフ(株)を設立、滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に本店を置く。
1966年9月	ITW社と特許品「テクス」導入に関する技術援助契約が成立、このときITW社の持株比率は49%となる。
1969年9月	兵庫県豊岡市の誘致を受け、（旧）豊岡工場を建設、操業を開始。
1979年8月	ニスコ株式会社に商号変更。
1980年1月	ITW社保有の株式（持株比率24.5%）を日本発条(株)及び土肥亀雄が譲受け、日米合弁会社の形態を解消。
1980年4月	株式額面金額変更のため大阪市福島区所在のニスコ(株)に吸収合併され、同時に本店を滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に移転。（合併期日 1980年3月21日）
1981年11月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
1989年9月	兵庫県豊岡市に（新）豊岡工場が完成し、ねじの一貫生産を開始。
1991年3月	茨城県下館市（現 筑西市）に下館工場を建設、操業を開始。
1991年8月	（旧）日本パワーファスニング(株)を買収し、子会社とする。
1992年10月	（旧）日本パワーファスニング(株)を吸収合併し、商号を日本パワーファスニング(株)に変更。
1993年7月	滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に近江ニスコ工業(株)を設立出資、生産関連会社とする。
1993年8月	本店の所在地を大阪府豊中市に移転。
1994年10月	中華人民共和国の蘇州富洋金属製品有限公司（現 蘇州強力五金有限公司）に出資し、子会社とする。（現 連結子会社）
1996年5月	中華人民共和国に蘇州強力電鍍有限公司を設立出資し、子会社とする。
1997年5月	兵庫県豊岡市に豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)を設立し、子会社とする。
1997年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の豊岡工場に属する工業用ファスナー事業部門の営業を譲渡。
2002年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の汎用建材部門の営業を譲渡し、商号をジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)に変更。
2002年7月	近江ニスコ工業(株)に当社の自動車・家電等部品部門の営業を譲渡し、連結子会社とする。
2004年2月	本社事務所を大阪市新設。
2004年7月	本店の所在地を大阪市に移転。
2007年1月	ジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)を吸収合併。
2008年8月	中華人民共和国に蘇州強力住宅組件有限公司を設立出資し、子会社とする。
2010年12月	近江ニスコ工業(株)の当社保有株式を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2013年3月	中華人民共和国香港特別行政区にJapan Power Fastening Hong Kong Limitedを設立出資し、子会社とする。（現 連結子会社）
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部より東京証券取引所市場第二部に指定替え。
2016年9月	蘇州強力住宅組件有限公司を蘇州強力五金有限公司（現 連結子会社）に吸収合併。
2018年5月	蘇州強力電鍍有限公司の株式を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2020年10月	本社事務所を大阪府箕面市に移転。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社（うち連結子会社2社）、その他の関係会社1社で構成され、その主な事業内容と主要な会社は次のとおりであります。

- (1) 建築用ファスナー及びツール関連事業...プレハブ住宅をはじめとする住宅用及び一般建築・土木用の締結部材（ファスナー）や締結工具（ツール）を製造販売する事業であります。
（主要な会社）当社、蘇州強力五金有限公司
- (2) 自動車・家電等部品関連事業.....中国にて自動車及び家電向けの部品を製造販売する事業であります。
（主要な会社）蘇州強力五金有限公司
- (3) その他事業.....不動産賃貸等の事業であります。
（主要な会社）当社

事業の系統図



(注) 印 連結子会社

4【関係会社の状況】

2020年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Japan Power Fastening Hong Kong Limited (略称：JPF香港)	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 127,978	建築用ファスナー及びツール関連事業	100.0	中国現地法人の統括資金の貸付 役員の兼任 1人
蘇州強力五金有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 16,210	建築用ファスナー及びツール関連事業、 自動車・家電等部品関連事業	100.0 (100.0)	当社製品の製造販売資金の貸付 役員の兼任 4人
(その他の関係会社) 積水ハウス(株)	大阪市 北区	百万円 202,591	建物の設計、 施工、請負等の建設業	被所有割合 23.9	当社製品の販売先

- (注) 1. JPF香港及び蘇州強力五金有限公司は、特定子会社に該当します。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。
3. 積水ハウス(株)は、有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
建築用ファスナー及びツール関連事業	155	(47)
自動車・家電等部品関連事業	-	(-)
その他事業	-	(-)
全社共通部門	14	(3)
合計	169	(50)

- (注) 1. 従業員数欄の()内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
 2. 自動車・家電等部品関連事業及びその他事業は当社及び中国子会社における当事業に従事する者がありますが、明確に区分できないため、建築用ファスナー及びツール関連事業に含めて表示しております。
 3. 全社共通部門として記載されている人数は、特定のセグメントに区分できない提出会社本社の管理部門に所属している従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
163(50)	43.3	16.7	3,983

セグメントの名称	従業員数(人)	
建築用ファスナー及びツール関連事業	149	(47)
自動車・家電等部品関連事業	-	(-)
その他事業	-	(-)
全社共通部門	14	(3)
合計	163	(50)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の()内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
 4. その他事業は当社における当事業に従事する者がありますが、明確に区分できないため、建築用ファスナー及びツール関連事業に含めて表示しております。
 5. 全社共通部門として記載されている人数は、特定のセグメントに区分できない提出会社本社の管理部門に所属している従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、従業員による組織があり労使交渉に当たっております。
 なお、労使の関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「伸びやかで豊かな企業人を育む環境づくりを目指し、オリジナリティ溢れる技術をベースに製品を開発し、顧客の信頼を得るとともに、社会の発展に貢献する。」という企業理念のもと、「常にユーザーの最新のニーズをキャッチし、最適設計のファスナーとツールを提供することにより、日本で最大の総合ファスニングメーカーを目指す。」ことを企業目標に掲げ、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を、目標の達成状況を判断するための指標としております。

(3) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済環境は急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。下半期の段階的な経済活動の再開により一部の産業においては下げ止まりや持ち直しの兆しが見られるものの、更なる感染拡大の懸念から、景気の先行きは大変不透明な状況が継続しております。当社グループの業績に係る深い住宅市場におきましても、新設住宅着工戸数が前年同期に比べ9.9%減少する等、厳しい状況が継続しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、連結ベースにおいて2018年12月期以降3期連続で営業損益・経常損益・当期純損益の各段階で赤字を計上するに至っており、早期に赤字から脱却することが、事業上及び財務上の最優先課題と認識しております。少子高齢化等により日本の住宅市場を取り巻く環境がますます厳しくなっていくことを勘案するに、住宅市場向け既存ファスニング製品に偏重した事業構造では成長が見込めず、一般建築市場向け、その中でも首都圏市場の開拓が必要という認識をアドバンテッジアドバイザーズ株式会と共有しましたので、2019年8月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権と新株予約権付社債を発行し資金調達を行うとともに、同社のもつ様々な知見を活用すべく、事業提携契約を締結しました。同社の支援のもと2020年2月に経営改革プランを作成し、事業構造の転換を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による住宅・建築市場の低迷を受け、聖域なき経費削減に取り組んでまいりました。また、中国事業からの撤退を2019年12月に決定したことにより、中国現地工場の閉鎖、従業員の解雇等の作業を鋭意進めてまいりました。

このような取組みの効果もあいまって、2020年第4四半期（10～12月期）は売上高が前年同期に比べて大きく減少（24.5%）したにもかかわらず、低採算取引の縮小や経費の大幅な見直しにより単体・連結ベースとも、2018年10-12月期以来8四半期ぶりに営業黒字を計上するに至りました。業績回復の流れを確かなものにする事で、新株予約権の行使や新株予約権付社債の転換を促進し、成長資金を確保するとともに、3期連続の赤字計上により悪化した財務構造を修復していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き厳しい事業環境が続くことが予想されますが、経営改革プランに掲げた施策を遂行し、課題解決型の高付加価値企業を目指してまいります。

(4) 経営戦略

上記の経営環境と課題に対する認識のもと、当社グループを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くものと予想されますが、経営上の目標達成及び課題解決に向けて経営改革プランに則った施策を推進しております。

なお、経営改革プラン（2020年～2022年）の進捗状況は下記のとおりです。

1. 止血期対応（2020年度）

中国事業からの撤退

中国生産子会社である蘇州強力五金有限公司は、1994年10月から日本のプレハブ住宅向けを中心にねじ・金物等のファスナーを生産してまいりましたが、中国現地における人件費の高騰や環境規制の強化等から2012年度より営業赤字が続いていたため、2019年12月に事業撤退する方針を決定し撤退に向けた作業を進めてまいりました。この結果、2020年度の中国事業の赤字は営業利益段階で88百万円、経常利益段階で101百万円縮小しました。

経費削減

中国事業からの撤退や低採算品の商権返上により2020年度の売上高は2019年度に比べ連結ベースで約583百万円減少すると見込んでおりましたが、コロナ感染症の拡大による住宅・建築市場の低迷を受け1,784百万円（25.1%）減少の5,309百万円にとどまりました。想定以上の売上減少に対応すべく本社事務所の移転による賃借料の削減や人員のスリム化、外注・出荷費用の削減、雇用調整助成金の活用による一時帰休の実施等、徹底的な経費削減に努めてまいりました。その結果、2020年度の原価率は77.4%と2019年度に比べ1.7ポイント改善し、販管費も2019年度比412百万円（23.5%）減少しました。こうした経費削減等により、2020年10～12月期の損益分岐点売上高は同年1～3月期に比べ20%強切り下がり、2021年度以降の反転攻勢に向けた基盤は、一定程度整ったものと考えております。

資産の圧縮

保有していた賃貸住宅を2020年3月に売却（売却額97百万円）するとともに、保有株式を売却（6銘柄/売却額149百万円）し、資産の圧縮・現金化を行いました。

2. 地盤固め期（2021年度）飛躍期（2022年度）に向けた対応

経営改革プランでは、これまで主力事業として取り組んできた鉄骨住宅向けファスニング製品の供給を基幹事業としつつ、今後インフラ更新等で需要が底堅く推移すると見込まれる一般建築市場向けを成長事業と位置づけ、特にこれまで手薄であった首都圏を重点市場として位置づけました。この方針のもと、以下に掲げる施策に取り組みしました。

新商品・新用途の開発

当社は日本市場に初めてガス式鋸打ち機（ガスツール）を導入・商品化した歴史・実績を踏まえ、これまで主力商品としてきた「トラックファースト」に加え、新たにコストパフォーマンスに優れた新型のガス式鋸打ち機「ウルトラガスツール」を2020年度に商品化しました。新ツールの商品化とともに、ガスツールの新たな用途開発として、鉄骨造ビル建築等における各種床用デッキプレートの位置決めに溶接工法に代わる工法としてガスツールと鋸を用いた「ガスツール接合方法」（東京工業大学と共同研究）を提案し、火器工事の減少による火災予防効果や溶接工不足に対応する工法が評価され、比較的短時間で採用実績につながっております。また、鋼材への各種設備固定用商品として、裏側に手が入らない部位にも接合が可能な新型アンカー「ブルームスタッドアンカー」を商品化しました。

首都圏強化

首都圏強化策として、実際に上向きで穿孔・アンカー施工を体験できる天井試験架台をはじめ各種試験・実験設備を備えた筑西テクニカルセンターを茨城県の下館工場の敷地内に設置しました（2020年10月より本格稼働）。社内での活用はもちろんのこと、実際の施工現場に近い環境でお客様自身に当社製品を試打ちしていただくことが出来るようになりましたので、お客様へのPR・研修拠点として活用してまいります。

また、2021年1月に埼玉県さいたま市に新たに営業所を開設しました。営業人員の増強等今後経営資源を首都圏に重点的に投入していく計画です。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 主要販売市場の動向について

当社グループの業績は主要販売分野である住宅業界及び建設業界等の市場動向の影響を大きく受けます。

当社グループといたしましては、各市場動向に対する情報収集の強化をはかり市場動向に迅速に対応するとともに、各市場でのシェア拡大に努めてまいります。

(2) 他社との競合状況について

当社グループの属する工業用ファスナー（ねじ、ばね等）分野の製造業者は国内に多数存在しており、ねじ製造業者だけで1,000社以上もあり、さらに中国・台湾等からの輸入品も多く、非常に競争の激しい業界であります。

当社グループといたしましては、独自製品の開発と価格競争力の強化等により、競合他社に対抗してまいります。

(3) 製品の品質管理について

当社グループは、製品の品質を重要視しており、主力工場においてISO9001の認証を取得する等、品質管理体制には万全を期しております。

しかしながら、当社の予測を超えた事象により製品に欠陥が生じた場合、点検や回収等に伴う費用が発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の市況変動の影響について

当社グループは、原材料として主に鉄やステンレスの線材並びに帯鋼を使用しております。

鋼材価格の市況変動による影響を軽減するために、生産の合理化、調達先の多様化、製品価格への転嫁等を行っておりますが、市場価格が大幅に変動した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 中国での事業活動について

中国現地法人は、日本向けファスナー製品の製造と、中国国内向け自動車部品の製造・販売を行っておりますが、中国事業からの撤退へ向けて処理を行っております。今後、以下に掲げるリスクが発生した場合には事業撤退が予定通りに進まず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

[中国における経済動向、外交政策、地政学的リスク、法律・税制等の改定、外貨政策・環境政策の動向]

当社グループといたしましては、情報収集の強化に努めるとともに、外部の知見も活用し、かかる作業を滞りなく進めていくことにより、リスクの軽減に努めてまいります。

(6) 依存度の高い販売先について

当社グループの主な販売先は、住宅メーカー、建材メーカー、工事店等であり、そのなかで売上依存度が最も高い販売先は、積水ハウス株式会社であります。

当連結会計年度における同社への売上高は1,560百万円で、当社グループ全体の売上高の29.4%を占めており、今後の同社との取引動向によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替の変動について

当社グループは中国現地法人における事業活動及び米国技術提携先等からの輸入を行っており、為替相場が大幅に変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 借入金利の変動について

当社グループは、金融機関等からの借入金にて資金調達を行っており、金利情勢が大幅に変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本及び世界各地において経済活動の停滞や悪化が発生しており、当社グループの業績に関係の深い住宅市場におきましても影響が生じております。当社グループでは、在宅勤務や時差出勤、WEB会議の推奨、マスク着用、手洗いの徹底等の感染防止策を講じております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大状況やその収束時期によっては、当社グループの今後の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において営業損失は146百万円、経常損失は231百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は322百万円となり、前連結会計年度と比較して改善しておりますが、3期連続で営業損失及び経常損失並びに親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しております。しかしながら、経営改革プランの効果も出始め、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは342百万円の収入と、前連結会計年度の857百万円の支出から大幅に改善しております。さらに「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営戦略」に記載の通り、当該事象又は状況を解消するための対応策を取っていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の売上高は、前年同期比25.1%減の5,309百万円となりました。営業損益は146百万円の損失（前年同期は273百万円の損失）となり、経常損益は231百万円の損失（前年同期は361百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は322百万円の損失（前年同期は1,509百万円の損失）となりました。

報告セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築用ファスナー及びツール関連事業]

当事業の主力製品であるドリルねじ・ガスツール関連につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により建築市場全体が低迷したことに加え、住宅市場向け低採算品の商権返上を積極的に進めたこと等の影響により、売上高は5,266百万円（前年同期比20.9%減）となりました。セグメント損益は、コスト削減の効果もあり、損益分岐点売上高が大幅改善したことにより前連結会計年度に比べ赤字は縮小いたしました。売上高減少の影響が大きく黒字化には至らず、44百万円の損失（前年同期は182百万円の損失）となりました。

[自動車・家電等部品関連事業]

中国における自動車用部品につきましては、事業撤退により、外部売上高は39百万円（前年同期比90.7%減）となりました。セグメント損益は、売上高の減少による固定費負担の増加から20百万円の損失（前年同期は6百万円の利益）となりました。

[その他事業]

その他事業は日本における不動産賃貸事業であり、当連結会計年度に賃貸不動産を売却したため、外部売上高は3百万円（前期比65.0%減）となり、セグメント損益は1百万円の利益（前期比66.8%減）となりました。

財政状態の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は前連結会計年度末に比べ1,357百万円減少の6,864百万円となりました。これは現金及び預金の減少70百万円、受取手形及び売掛金の減少331百万円、商品及び製品等のたな卸資産の減少540百万円、投資有価証券の減少207百万円並びに投資その他の資産のその他の減少173百万円が主な要因であります。

負債合計は前連結会計年度末に比べ968百万円減少の5,555百万円となりました。これは支払手形及び買掛金の減少287百万円、電子記録債務の減少159百万円、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の減少439百万円及び長期借入金の減少99百万円が主な要因であります。

純資産合計は前連結会計年度末に比べ388百万円減少の1,308百万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純損失322百万円の計上が主な要因であります。

これらの結果、当連結会計年度の経営指標につきましては、流動比率101.2%、自己資本比率19.0%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、期首に比べ70百万円減少の452百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、キャッシュ・フローは342百万円の収入（前期は857百万円の支出）となりました。これは主に売上債権の減少、たな卸資産の減少及び仕入債務の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、キャッシュ・フローは194百万円の収入（前期は225百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、キャッシュ・フローは605百万円の支出（前期は815百万円の収入）となりました。これは主に借入金の減少等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
建築用ファスナー及びツール関連事業(千円)	2,647,686	55.1
自動車・家電等部品関連事業(千円)	4,183	1.2
その他事業(千円)	-	-
合計(千円)	2,651,870	51.5

- (注) 1. 金額は、販売価格で表示しており、外注加工分を含んでおります。
2. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 建築用ファスナー及びツール関連事業及び自動車・家電等部品関連事業の生産実績は、前連結会計年度と比較して著しく減少しております。これは、中国連結子会社の事業撤退を進めた影響によるものであります。

ロ 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
建築用ファスナー及びツール関連事業(千円)	2,151,207	94.2
自動車・家電等部品関連事業(千円)	-	-
その他事業(千円)	-	-
合計(千円)	2,151,207	94.2

- (注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。
2. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ハ 受注実績

当社及び連結子会社は、過去の販売実績及び販売見込等により見込生産を行っており、受注生産は行っていないため、該当事項はありません。

ニ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
建築用ファスナー及びツール関連事業(千円)	5,266,885	79.1
自動車・家電等部品関連事業(千円)	39,234	9.3
その他事業(千円)	3,681	35.0
合計(千円)	5,309,801	74.9

- (注) 1. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。
2. 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
積水ハウス(株)	2,288,578	32.2	1,560,044	29.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 自動車・家電等部品関連事業の販売実績は、前連結会計年度と比較して著しく減少しております。これは、中国連結子会社の事業撤退を進めた影響によるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績の分析)

当連結会計年度の売上高は、中国事業からの撤退を進めたことにより中国市場での外部売上高（日系自動車部品メーカー向け売上）が大きく減少しました。国内においても新型コロナウイルス感染症の影響等により新設住宅着工戸数が大幅に減少するなど建築市場全体が低迷したことに加えて、住宅市場向け低採算品の商権返上を積極的に進めたことにより、連結売上高は前年同期比25.1%減の5,309百万円と大きく減少しました。営業損益は人件費や物件費等コスト削減について概ね計画通りに進捗し、収益体質に改善は見られたものの、予想を上回る売上の減少により固定費負担を吸収しきれず、146百万円の損失（前年同期は273百万円の損失）となりました。経常損益は、中国事業からの撤退に伴う遊休固定資産の減価償却費の増加や外国為替相場の変動により在外連結子会社の円建債務にかかる為替差損を計上したこと等により231百万円の損失（前年同期は361百万円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は事業再編に伴う製品在庫譲渡損失の計上等により322百万円の損失（前年同期は1,509百万円の損失）となりました。

(財政状態の分析)

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりですが、当連結会計年度につきましては、不採算事業からの撤退を進める過程で製商品の選別を行うとともに在庫の削減に努め、また、保有していた賃貸不動産及び株式の売却を行うことで資産のスリム化を進めました。

当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年12月期末に向けて感染拡大が収束するとともに経済活動が徐々に正常化し、新型コロナウイルス感染拡大前の状況に戻ると仮定して計画の策定及び会計上の見積りを行っておりますが、予想を上回る感染拡大や長期化により、社会全体の経済活動が縮小した場合、当社グループの業績に関係の深い建築市場全体におきましても大きな影響を受けることが予想され、計画の見直し及び財政基盤の強化が必要になる可能性があることを認識しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては次のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための費用、販売費及び一般管理費等の営業費用や、生産設備等への設備投資であります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金により調達することを基本としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入及び社債の発行等により調達していく考えであります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この作成にあたっては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている会計方針に基づき処理しております。

なお、新型コロナウイルス感染症が会計上の見積りに与える影響については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 追加情報」に記載しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営戦略」に記載のとおり、当社グループは経営改革プランにおいて、3か年の業績推移の目標値を掲げております。これらの目標の達成に向けて、各施策に取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助等を受けている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本パワーファスニング(株)(当社)	イリノイ・ツール・ワークス社	米国	建設用ファスナー及びツール(コンクリート市場用、スチール市場用、ウッド市場用、各ライセンス製品並びに商標)	輸入・ライセンス(製造・販売)契約	2009年1月1日から2011年12月31日まで以後3年ごとの自動更新

(2) 事業提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
日本パワーファスニング(株)(当社)	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社	2019年8月7日	(1)中期経営計画策定支援 (2)M&A支援 (3)営業支援 (4)管理業務支援 (5)コスト削減支援	2019年8月23日から下記のいずれか早く到来する日までの間 2021年8月23日 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社がサービスを提供するファンドが第1回無担保転換社債型新株予約権付社債若しくはこれを行って取得する当社の株式及び第1回新株予約権若しくはこれを行って取得する当社の株式のいずれも保有しないこととなる日

5【研究開発活動】

当社グループは、主に建築用部品・工具及び自動車部品の分野において、長年培ってきたファスニング技術を活かし、耐久性・施工性に優れた製品の開発や高耐食性・環境保全に貢献する表面処理技術の開発など、付加価値の高い製品の研究開発に取り組んでおります。

研究開発体制といたしましては、技術・品証、企画部門を中心に、お客様のニーズにスピーディに対応できる体制を構築しております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は39,430千円であり、工業所有権出願件数は2件となっております。なお、当社グループの研究開発費の金額は、基礎研究費用が大半を占めており、セグメント別に配分できないため、グループ全体で記載しております。

建築用工具(ツール)の分野におきましては、施工現場において省人化・省力化の工具として市場ニーズが高いガス式びょう打機のコストパフォーマンスに優れた汎用機種を開発し、火災予防や工事段取りの簡略化等の提案により新たな市場でのシェア拡大に努めました。主要販路として想定している鋼構造建築市場でのニーズに応えるべく、当社としては初めて取り組んだ大学との共同研究を基に市場シェアを高める活動を推進しております。

ファスニング製品の分野におきましては、新発想のコンクリート用アンカー「ビーンズアンカー」の市場ニーズに対応するため新サイズの開発を推進しております。また、施工現場での溶接熟練工不足や火災予防策に応えるべく開発に着手した鋼材用新型アンカー「ブルームスタッド」も市場投入し、さらなる拡販を目指し、大手ユーザー様との共同開発テーマとして具体的要求性能を満たすべく、研究に取り組んでおります。

また、簡単で確実な施工ができるコンクリート用ねじ式アンカー「タップスター」の豊富な実績を生かし、マンホール等新たな用途向けにロングサイズ版の開発に着手し、市場開拓及び一層の市場シェア拡大に取り組んでおります。

さらに、新製品の開発や既存製品の改良だけでなく、各種認定・認証の取得活動を継続的に進めてまいりました。

今後もこれまで培ってきた技術をベースに、お客様のニーズにかなった製品や表面処理を含めた付加価値の高い製品の開発・改良を中心に進め、より社会に貢献できる安心・安全な製品開発に向け、当社グループの総力を挙げて積極的に取り組んでまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、生産性の向上及び高付加価値製品の開発・生産を目的として、国内の工場におきまして生産設備の投資を行いました。その結果、当社グループの設備投資実施額は237百万円となりました。

建築用ファスナー及びツール関連事業では、下館工場において製品開発用建屋（筑西テクニカルセンター）の建設を行い、また、当社グループの各工場において生産設備の更新等を行いました。その結果、当事業の設備投資額は237百万円となりました。

自動車・家電等部品関連事業では、設備投資は行っておりません。

また、当連結会計年度において、減損損失を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書関係） 10 減損損失」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

（1）提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （人）
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 （面積㎡）	リース資産	その他	合計	
豊岡工場 （兵庫県豊岡市）	建築用ファスナー及 びツール関連事業	生産設備他	168,537	237,725	250,687 (21,318)	-	12,591	669,541	54(14)
下館工場 （茨城県筑西市）	建築用ファスナー及 びツール関連事業	生産設備他	351,499	74,776	541,098 (30,851)	-	12,638	980,012	26(9)

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」であります。

2．従業員数については、就業人員数を表示しております。また、平均臨時雇用者数を（ ）外数で表示しております。

3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （人）
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 （面積㎡）	リース資産	その他	合計	
蘇州強力五金 有限公司	本社・工場 （中華人民共和 国江蘇省）	建築用ファスナー 及びツール関連事 業、自動車・家電 等部品関連事業	生産設備 他	296,114	24,694	- (70,131)	-	678	321,486	6(-)

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」であります。

2．「土地の（面積㎡）」は中華人民共和国の国有土地使用権を取得している土地の面積を表示しております。

3．帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

4．従業員数については、就業人員数を表示しております。また、平均臨時雇用者数を（ ）外数で表示しております。

5．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
当社	全社	建築用ファ スナー及びツール 関連事業	基幹システム	162,929	44,329	自己資金及 び借入金	2019年12月	2021年7月	（注）1

（注）1．完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,800,000
計	39,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,688,540	18,688,540	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,688,540	18,688,540	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数(個)	38,194
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式(単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,074,025 [4,198,423] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135 [131] (注)2、3 なお、行使価額は調整されることがある。
新株予約権の行使期間	2019年8月23日～2024年8月23日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、14,472円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に14,472円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、14,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項又は〔c〕項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

〔a〕 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、出資される財産は、14,400円とする。

〔b〕 行使価額

(1) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、当初144円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう（但し、次項第(1)号乃至第(3)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

〔c〕 行使価額の調整

(1) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（第(2)号に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (2) この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(1)号ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(1)号又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号ホの場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(4)号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(4)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。)に調整される。
- (4) 本項第(3)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号及びの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号及びにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

- (5) 本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (6) 本項第(1)号及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7) 前項第(2)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- [a] 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

〔b〕行使価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

〔c〕行使価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

〔d〕行使価額の下限等

上記「2.新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(2)号に従い修正される行使価額の下限は、116円とする（但し、上記「2.新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

4.権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

(1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

(2) (1)にかかわらず、当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び割当先がによる引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

5.当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

6.当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7.その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数（個）	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式（単元株式数は100株である。）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,073,894 [4,198,289]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	135 [131]（注）2、3 なお、転換価額は調整されることがある。
新株予約権の行使期間	2019年8月23日～2024年8月21日

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(注) 4</p>
<p>新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額</p>	<p>1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>
<p>新株予約権付社債の残高(円)</p>	<p>549,976,000</p>

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

[a] 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

[b] 転換価額

- (1) 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初144円とする(当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。)。なお、転換価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。
- (2) 2020年2月25日及び2021年2月22日(修正日)まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう(但し、次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

[c] 転換価額の調整

- (1) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（第(2)号に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
- 調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
- 調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本項第(1)号ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号ホの場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(4)号の場合、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号の場合、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(4)号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後転換価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。)に調整される。
- (4) 本項第(3)号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号及びの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号及びにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

- (5) 本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (6) 本項第(1)号及び第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7) 前項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本転換社債型新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- [a] 本転換社債型新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数で

あるため、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(2)号に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

〔b〕転換価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

〔c〕転換価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

〔d〕転換価額の下限等

上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(2)号に従い修正される転換価額の下限は、116円とする（但し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

〔e〕繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、当社に生じた事由によるものについては、残存する本社債の全部（一部は不可）を、社債権者の選択によるものについては、その保有する本社債の全部又は一部を繰上償還されることがある。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、下記「5. 償還の方法」〔b〕項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(2)号と同様の修正及び〔c〕項第(1)号乃至第(6)号と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

5. 償還の方法

(a) 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は〔b〕項第(2)号に定める金額による。

(b) 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2024年8月23日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還事由

組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為(下記二()に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記二()に定義する。以下同じ。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(下記八に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

八 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

() 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(1)号に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)

() () 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調

整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、上記「2.新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

二 それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

()組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

()承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、本号イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号イ及びホの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号イの手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号イに基づく通知が行われた場合には、本号ホの手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記ロに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

社債権者の選択による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、2021年8月23日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記口に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記口に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

〔c〕 買入消却

(1) 当社及びその子会社（下記第(3)号に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

(1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

(2) (1)にかかわらず、当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び割当先がによる引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2020年10月1日から 2020年12月31日まで)	第58期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年5月8日 (注)	-	18,688,540	-	2,550,000	650,000	-

(注) 資本準備金の減少は、2020年3月26日開催の第57期定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分についての決議を受け、資本準備金650,000千円を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	15	51	14	15	3,189	3,289	-
所有株式数(単元)	-	21,776	4,171	58,524	4,090	15,126	83,057	186,744	14,140
所有株式数の割合(%)	-	11.66	2.23	31.34	2.19	8.10	44.48	100	-

(注) 1. 自己株式2,463,334株は、「個人その他」の欄に24,633単元及び「単元未満株式の状況」の欄に34株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-88	3,877	23.90
土肥雄治	中華人民共和国香港特別行政区	1,504	9.27
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4-1	1,000	6.16
土肥智雄	大阪府豊中市	998	6.15
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	766	4.72
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	762	4.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	341	2.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	306	1.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	257	1.58
株式会社オーアンドケー	大阪府東大阪市東山町12-25	188	1.16
計	-	10,002	61.65

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,463,300	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,211,100	162,111	同上
単元未満株式	普通株式 14,140	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	18,688,540	-	-
総株主の議決権	-	162,111	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

2. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式が34株含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本パワーファスニング株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-90	2,463,300	-	2,463,300	13.18
計		2,463,300	-	2,463,300	13.18

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	58	6,745
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得株式は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ()	-	-	-	-
保有自己株式数	2,463,334	-	2,463,334	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めてまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当事業年度において多額の損失を計上したことに加え、当社をとりまく環境も依然として厳しい状況を鑑み、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただくことになりました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から必要とされる企業として持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図ること、並びに経営の意思決定の透明性・公平性を確保しつつ迅速で効率的かつ健全な企業経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。遵法精神と企業倫理の徹底、株主をはじめとするステークホルダーとの協調、経営体制並びに内部統制システムの整備・強化、適切な情報開示と透明性の確保に向け、ステークホルダーからの要請や社会動向等を踏まえつつ、適宜必要な施策を実施してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社としてのコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

会社の主要な機関は以下のとおりであります。

イ 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督しております。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部について取締役に委任することができる旨の規定を設けておりますが、当面は取締役会での審議・決定を原則とし、取締役会付議基準の適切な見直しを通じて、取締役会における審議の充実化、監督機能の強化を目指してまいります。

<取締役会の構成>

役名	氏名	社外取締役
代表取締役会長兼社長	土肥 雄治	-
専務取締役	海保 好秀	-
常務取締役	熊谷 聡	-
取締役	古川 徳厚	○
取締役	鈴木 雄斗	○
取締役	福島 寿和	-
取締役	長谷部 優	-
取締役	安田 正利	-
取締役 常勤監査等委員	馬淵 一巳	-
取締役 監査等委員	本郷 修	○
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○

ロ 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、代表取締役をはじめ業務執行を担う取締役や会計監査人との意見交換を実施しております。また、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

<監査等委員会の構成>

役名	氏名	社外取締役
取締役 常勤監査等委員	馬淵 一巳	-
取締役 監査等委員	本郷 修	○
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○

ハ 本部長会

本部長会は、業務執行取締役である代表取締役1名、生産・営業・管理・企画・業務の各本部を管掌する本部長5名及び各部門の幹部で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。本部長会は、取締役会で決定された経営方針や利益計画の業務への落とし込みと進捗状況のチェック等を行っております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、2006年5月の取締役会で決定された「内部統制システム構築の基本方針」（2015年5月8日及び2016年3月29日開催の取締役会において一部改訂）に則り、法令遵守、情報管理並びにリスク管理についてそれぞれの体制強化を図っており、その運用及び進捗状況について定期的に取締役会へ報告しております。また、職務分掌規程等において、それぞれの組織の責任と権限を明確にする等の業務手続きを定めるとともに、内部監査部門による内部監査等によりその適正性を担保しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にして、その執行状況をモニタリングし、経営管理体制全般を整備・統括しております。また、当社の取締役、幹部従業員が子会社の役員を兼務することで、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するなど、早期の問題事案の把握に努めております。

これらのほか、弁護士事務所、銀行系の総合研究所及び社会保険労務士事務所と契約を結び、法律問題を含み業務上の諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を設けております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

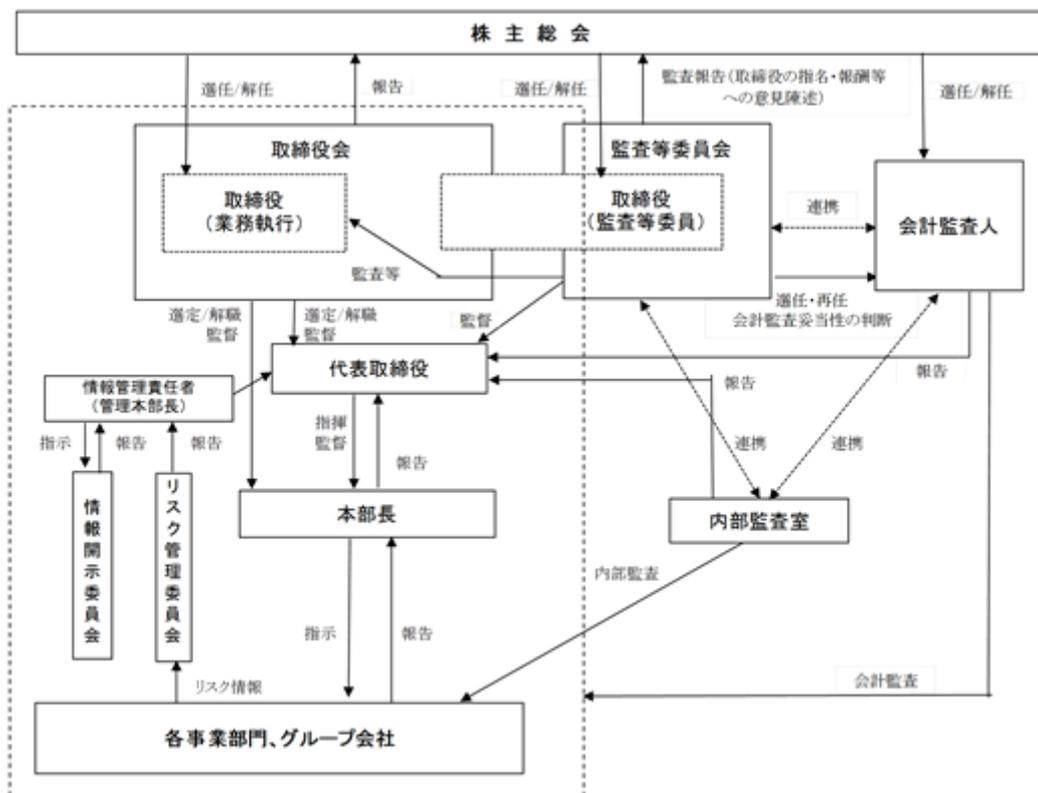
当社では、リスクの未然防止と危機発生時の被害の最小化及びその再発防止のため「リスク管理規程」を制定するとともにリスク管理委員会を設置し、管理本部長を責任者とするリスク管理体制を構築しております。また、危機発生時に対応すべくコンティンジェンシー・プランを制定するとともに取引先のBCP訓練に参加する等、危機対応力の強化に努めております。

コンプライアンス強化への取組みにつきましては、「コンプライアンス規程」を制定し、従業員一人ひとりが理解を深め確実に実践できるように「JPFグループ社員行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル（社員行動指針）」を全従業員に配布し、周知徹底を行っております。また、「内部通報規程」を制定し、違法行為等の芽を初期段階で摘み取る体制を構築しております。

責任限定契約の内容の概況

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンスの状況等は次のとおりであります。



取締役の定数

取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは資本政策及び配当政策を機動的に行うことを目的とするものであります。

ロ 取締役の責任免除

当社は、業務執行を行う取締役が極度に守りに入ることなく、期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として取締役会の決議によって免除することのできる旨を定款に定めております。取締役会で決議することができるとした理由は、議決権を有する監査等委員が代表取締役以下、業務執行取締役の業務執行全般に対する監督と利益相反の監督を担うことにより、取締役会の監督機能を十分に果たし得る体制であるためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	土肥 雄治	1950年8月23日生	1974年4月 ㈱神戸製鋼所入社 1979年6月 当社取締役就任 1983年6月 当社常務取締役就任 1985年6月 当社代表取締役専務就任 1987年6月 当社代表取締役社長就任 1997年6月 当社代表取締役会長就任 2000年6月 当社代表取締役社長就任 2011年3月 当社代表取締役会長就任 2013年9月 当社取締役会長 2016年1月 当社代表取締役会長就任 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長就任 (現任) < 他の会社の代表状況 > Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director 蘇州強力五金有限公司 董事長	(1)	1,504
専務取締役 管理本部長	海保 好秀	1958年11月18日生	1981年4月 ㈱池田銀行 (現 ㈱池田泉州銀行) 入 行 2008年7月 同行企画部部长 2010年5月 同行リスク統括部部长 2012年4月 当社経営企画室長 2013年4月 当社経営企画部長 2014年1月 当社執行役員経営企画部長兼システム 部長 2016年3月 当社取締役 (常勤監査等委員) 就任 2019年3月 当社専務取締役就任、管理本部長 (現任)	(1)	10
常務取締役 業務本部長 兼購買部長兼海外部長	熊谷 聡	1955年8月8日生	1979年4月 伊藤萬㈱入社 1991年7月 伊藤忠商事㈱入社 1996年4月 同社マニラ支店 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼㈱ 転籍 2003年12月 伊藤忠丸紅鉄鋼貿易 (北京) 有限公司 出向 2008年1月 伊藤忠丸紅鉄鋼㈱ 大阪特殊鋼ステン レス部 2016年10月 当社生産本部購買部長 (現任) 2019年4月 当社海外部長 (現任) 2020年3月 当社常務取締役就任 (現任) 2020年4月 当社業務本部長 (現任)	(1)	-
取締役	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任 事業組合 (現㈱アドバンテッジパート ナーズ) 入社 2014年12月 ㈱ピクセラ 取締役就任 2016年10月 ㈱エムピーキッチン 取締役就任 (現 任) 2016年10月 J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ㈱ 出 向 取締役 / プリンシパル就任 2019年6月 ㈱Eストアー 取締役就任 (現任) 2019年10月 ㈱ひらまつ 取締役就任 (現任) 2020年3月 アークランドサービスホールディング ス㈱ 取締役就任 (現任) 2020年3月 当社取締役就任 (現任) 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ㈱ 取 締役 / パートナー就任 (現任)	(1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鈴木 雄斗	1983年9月23日生	2009年4月 東京電力㈱入社 2011年4月 ポストンコンサルティンググループ入社 2017年10月 同社 プリンシパル 2019年6月 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社、アドバンテッジアドバイザー㈱出向 同社 ディレクター(現任) 2020年3月 当社取締役就任(現任)	(1)	-
取締役 生産本部長 兼下館工場長	福島 寿和	1967年6月9日生	1992年4月 当社入社 2004年4月 当社生産本部 下館工場長 2008年5月 当社生産本部 豊岡工場長 2010年4月 当社生産本部 豊岡工場長兼技術部長 2011年4月 当社生産本部 豊岡工場長兼技術・開発部長 2012年4月 当社生産本部 豊岡工場長 2018年3月 当社取締役就任(現任)、研究開発本部長 2019年9月 当社生産本部長 2019年10月 当社生産本部長兼下館工場長(現任)	(1)	7
取締役 企画本部長	長谷部 優	1966年1月26日生	1989年4月 サンコーテクノ㈱入社 2007年11月 当社入社 経営企画課配属 2009年4月 当社マーケティング・グループ長 2016年4月 当社営業企画課課長 2018年4月 当社商品開発担当部長 2019年3月 当社取締役就任(現任)、商品開発担当 2019年4月 当社商品開発担当兼営業企画部長 2019年9月 当社企画開発本部長兼企画部長 2020年4月 当社企画本部長(現任)	(1)	3
取締役 営業本部長	安田 正利	1964年3月5日生	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社営業本部 西部担当部長 2016年4月 当社生産本部 滋賀事業所長 2019年4月 当社営業本部 住建部 静岡事業所長 2020年2月 当社営業本部長兼住建部長 2020年3月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 当社営業本部長(現任)	(1)	15
取締役 (常勤監査等委員)	馬淵 一巳	1965年1月8日生	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社経理部長 2008年4月 当社内部監査室長 2016年4月 当社管理本部副本部長 2017年4月 当社内部監査室長 2020年3月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(2)	55
取締役 (監査等委員)	本郷 修	1950年7月2日生	1976年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1976年4月 原清法律事務所入所 1982年4月 原・本郷合同法律事務所(現 本郷・藤原法律事務所)設立 同所パートナー(現任) 2004年6月 当社監査役就任 2016年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(2)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	加藤 弘之	1956年12月 8 日生	1980年 4月 森川会計事務所入所 1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 1996年 4月 公認会計士登録 2006年 9月 加藤公認会計士事務所開設(現任) エクジット㈱代表取締役(現任) 2006年10月 税理士登録 2012年 8月 税理士法人エクジット代表社員(現任) 2015年 6月 ㈱ヒガシトゥエンティワン 社外取締役 2016年 3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(2)	-
計					1,597

(注) 1. 取締役 古川徳厚、鈴木雄斗の両氏及び取締役(監査等委員)本郷修、加藤弘之の両氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。

委員長 馬淵一巳、委員 本郷修、委員 加藤弘之

なお、馬淵一巳氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、社内事情に精通した者を配置し、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との緊密な連携を図ることにより、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 任期につきましては次のとおりであります。

(1) 2021年 3月30日就任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 2020年 3月26日就任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

社外役員の状況

当社の社外取締役は、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)2名、監査等委員である社外取締役2名であります。

社外取締役4名の選任理由並びに当社との関係は以下のとおりであります。

氏名	選任理由
古川 徳厚	同氏は、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先の社外役員を務めてきた実績を有しており、当社経営への有効な助言・提言を行っていたと判断しております。なお、同氏はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/パートナーであり、同社と当社との間で経営全般に対するアドバイスと経営支援を目的とした事業提携契約を締結するとともに、同社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を発行しております。
鈴木 雄斗	同氏は、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先に対して事業改善を助言・指導してきた実績を有しており、当社経営への有効な助言・提言を行っていたと判断しております。なお、同氏はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社のディレクターであり、同社と当社との間で経営全般に対するアドバイスと経営支援を目的とした事業提携契約を締結するとともに、同社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を発行しております。
本郷 修	同氏は、経験豊富な弁護士であり、当社の監査等委員である取締役として中立性・客観性をもってその職務を適切に遂行していただいております。また、適法面並びにコンプライアンス面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は本郷・藤原法律事務所のパートナーであり、同事務所と当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、当社の顧問弁護士は他の弁護士であり、十分な独立性を有していると判断しております。

氏名	選任理由
加藤 弘之	同氏は、経験豊富な公認会計士及び税理士であり、当社の監査等委員である取締役として税務・会計面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は税理士法人エクジットの代表社員であり、同法人と当社との間で税務会計顧問契約を締結しておりますが、年間報酬額は僅少であり、十分な独立性を有していると判断しております。

なお、監査等委員である社外取締役2名は、いずれも当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（下記参照）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

＜社外役員の独立性に関する基準＞	
当社が指定する独立社外役員は以下の独立性基準を満たすものとする。	
1.	本人が、現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者（ 1 ）又はその他の使用人でないこと。
2.	本人が、現在又は過去の3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。 当社の業務執行者が役員に就任している、又は過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者 当社の主要株主（ 2 ）又は当該主要株主が法人である場合にはその業務執行者又はその他の使用人 当社が主要株主となっている会社の業務執行者又はその他の使用人 当社グループの主要な取引先（ 3 ）の業務執行者又はその他の使用人 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者 当社グループの主要な借入先（ 4 ）の業務執行者又はその他の使用人 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計、税務等の専門家その他コンサルタント等 当社グループより一定額を超える寄付金（ 5 ）を受領している団体の業務を執行する者
3.	本人の近親者（配偶者及び二親等内の親族）又は生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。 現在又は過去3年間に於ける当社グループの業務執行者 現在、上記2 ～ に該当する者
4.	上記1～3の定めに関わらず、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在しないこと。 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者） 2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。 3 主要な取引先とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた先もしくは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている先をいう。 4 主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。 5 一定額を超える寄付金とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上又は当該団体等の連結売上高もしくは総収入の10%以上の金額をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携契約に基づく経営全般の監督を行います。

監査等委員である社外取締役は、必要に応じてそれぞれ内部監査、監査等委員監査及び会計監査において適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携を取り、監督又は監査の実効性を確保します。

当社の監査等委員会は、3名の内2名が社外取締役で構成されており、監査等委員監査につきましては、下記「（3）監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役によって構成され、委員会で定めた監査方針、監査計画等に基づき監査を実施しております。

なお、常勤監査等委員 馬淵一巳氏は、長年に亘り当社の経理及び監査業務に従事し、経理部長・内部監査室長の経験があり、当社業務に精通しております。また、監査等委員 加藤弘之氏は、公認会計士及び税理士として長年に亘り財務、税務及び会計業務に従事した経験を有し、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
馬淵 一巳	14回	14回
本郷 修	14回	14回
加藤 弘之	14回	14回

監査等委員会における主な検討事項は、年度の監査方針、監査計画及び職務分担の立案、会計監査人に関する評価と再任の同意、代表取締役・取締役との意見交換、内部統制システムの構築・運用状況の妥当性の検討、常勤監査等委員による月次活動報告の共有等であります。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、代表取締役・取締役との意見交換の実施、内部統制システムの有効性を確認するため内部監査部門の監査結果の聴取又は意見交換の実施、会計監査人との意見交換の実施等の活動をしており、常勤の監査等委員は、上記に加え、本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類、契約書の閲覧や内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施することで、当社及び連結子会社の業務監査及び財産状況を調査する等の活動をしております。

内部監査の状況

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室（1名）が実施しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人、グループ会社の管理部門と連携を執りながらグループ全体の業務監査と内部統制の評価を実施しており、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

SCS国際有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

牧辰人

安藤裕司

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は監査法人の選定基準に基づき決定されており、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名及びその他1名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定をするにあたって考慮するものとしては、品質管理体制、独立性、専門性及び報酬水準の妥当性等であり、それらを総合的に勘案して選定することとしております。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は次のとおりであります。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告・説明を受けております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	-	22,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,000	-	22,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(SCS-Invictusグループ)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2,136	181	1,590	322
計	2,136	181	1,590	322

連結子会社における非監査業務の内容は、税務・財務関連業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、配当額、他社水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益等の業績指標（KPI）に対する達成度合いを基本に従業員賞与の支給条件や当会計年度に係る配当の状況等を総合的に勘案し、賞与として毎年一定の時期に支給するものとし、目標となる業績指標とその値は、各年度の業務計画作成時に設定した目標値を基本に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役の意見を踏まえた見直しを行うものとしております。

なお、業務執行取締役の業績連動報酬等の額は、その総額が2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議による報酬限度額（取締役（監査等委員であるものを除く。）年額150百万円、監査等委員である取締役年額50百万円）の範囲内であることを条件として基本報酬の5ヵ月分を上限としております。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績等を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は当該権限の行使にあたり社外取締役の意見を十分尊重することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	37,800	37,800	-	-	8
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	10,350	10,350	-	-	2
社外取締役	9,000	9,000	-	-	4

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）には、2020年1月31日をもって退任しました取締役1名及び2020年3月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）には、2020年3月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人分の給与等の額に重要性が無いため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、その投資株式が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としているものを純投資目的である株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である株式としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有することがあります。取得・保有の適否については、取引関係の強化等当事業への寄与度や資産効率の観点、決算に与える影響等を総合的に勘案して判断しており、保有の意義が認められないと判断した株式については、相手先企業との理解を得た上で売却を進めてまいります。

なお、個々の銘柄についての保有・売却状況ならびに方針（継続保有、売却等）については定期的に（年1回）取締役会に報告し審議しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	6	25,739
非上場株式以外の株式	1	54,987

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	3,000
非上場株式以外の株式	2	26,409

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)池田泉州ホール ディングス	371,540	401,590	取引関係の維持・強化のため	無(注3)
	54,987	83,530		
(株)滋賀銀行	-	8,000	取引関係の維持・強化のため保有して おりましたが、当事業年度に全株式を売却 しております。	無
	-	22,296		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の視点から検証しております。

3. 株式会社池田泉州ホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社池田泉州銀行は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、SCS国際有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携、各種セミナー等への参加、会計・税務関係の出版物の購読等を実施しております。また、ディスクロージャー専門会社と契約し、最新の会計基準及び開示情報を入手するとともに開示書類の事前チェックサービスを利用し、開示の適正性を確保しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	523,767	452,866
受取手形及び売掛金	3 1,582,347	3 1,251,056
電子記録債権	1, 3 615,852	3 614,055
商品及び製品	1,441,258	1,020,361
仕掛品	311,623	301,742
原材料及び貯蔵品	557,445	448,223
その他	86,600	84,109
貸倒引当金	239	205
流動資産合計	5,118,656	4,172,209
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 2,906,981	1 2,984,066
減価償却累計額	2,027,205	2,036,433
建物及び構築物(純額)	879,775	947,633
機械装置及び運搬具	3,291,406	2,134,607
減価償却累計額	2,893,229	1,801,440
機械装置及び運搬具(純額)	398,176	333,166
工具、器具及び備品	409,917	383,631
減価償却累計額	362,526	337,401
工具、器具及び備品(純額)	47,390	46,229
土地	1, 2 1,055,778	1, 2 983,759
リース資産	20,652	9,822
減価償却累計額	16,605	9,003
リース資産(純額)	4,046	818
建設仮勘定	64,094	57,556
有形固定資産合計	2,449,262	2,369,164
無形固定資産	80,072	130,818
投資その他の資産		
投資有価証券	1 292,044	1 84,565
その他	290,756	116,795
貸倒引当金	8,757	8,914
投資その他の資産合計	574,042	192,445
固定資産合計	3,103,377	2,692,428
資産合計	8,222,034	6,864,637

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	837,123	549,305
電子記録債務	649,648	489,788
短期借入金	1 2,173,020	1,881,035
1年内返済予定の長期借入金	1 697,285	1 550,090
未払法人税等	23,964	41,869
関係会社整理損失引当金	118,927	90,119
賞与引当金	422	667
その他	424,064	521,571
流動負債合計	4,924,455	4,124,448
固定負債		
新株予約権付社債	549,976	549,976
長期借入金	1 921,493	1 822,337
その他	128,583	59,044
固定負債合計	1,600,052	1,431,357
負債合計	6,524,508	5,555,805
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,550,000	2,550,000
資本剰余金	1,528,007	742,211
利益剰余金	2,314,044	1,850,270
自己株式	412,264	412,271
株主資本合計	1,351,697	1,029,668
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	56,096	21,948
土地再評価差額金	2 126,782	2 126,782
為替換算調整勘定	413,763	425,143
その他の包括利益累計額合計	343,078	276,413
新株予約権	2,749	2,749
純資産合計	1,697,525	1,308,832
負債純資産合計	8,222,034	6,864,637

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	7,093,825	5,309,801
売上原価	1,356,609,885	1,344,111,572
売上総利益	1,483,939	1,198,228
販売費及び一般管理費	2,317,575,583	2,313,450,001
営業損失()	273,643	146,772
営業外収益		
受取利息	1,710	406
受取配当金	10,262	7,752
固定資産売却益	-	5,848
その他	14,915	19,606
営業外収益合計	26,888	33,613
営業外費用		
支払利息	41,128	35,529
社債利息	1,958	5,499
社債発行費	21,152	-
減価償却費	11,739	35,116
為替差損	26,174	21,132
その他	12,611	20,729
営業外費用合計	114,764	118,008
経常損失()	361,519	231,168
特別利益		
関係会社株式売却益	-	43,215
助成金収入	-	420,616
固定資産売却益	533,097	-
特別利益合計	33,097	63,832
特別損失		
事業再編損	650,298	695,098
関係会社整理損失引当金繰入額	7120,000	731,000
従業員休業補償損失	-	823,798
特別退職金	9557,977	918,360
減損損失	10278,607	102,922
投資有価証券評価損	149,391	-
その他	2,528	4,258
特別損失合計	1,158,803	175,438
税金等調整前当期純損失()	1,487,226	342,774
法人税、住民税及び事業税	16,626	14,553
法人税等調整額	5,152	35,305
法人税等合計	21,778	20,752
当期純損失()	1,509,004	322,022
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,509,004	322,022

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失()	1,509,004	322,022
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	128,851	78,044
為替換算調整勘定	17,191	11,380
その他の包括利益合計	1,111,660	1,66,664
包括利益	1,397,344	388,686
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,397,344	388,686
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,550,000	1,528,007	710,549	412,259	2,955,197
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	1,509,004	-	1,509,004
自己株式の取得	-	-	-	5	5
土地再評価差額金の取崩	-	-	94,490	-	94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,603,494	5	1,603,500
当期末残高	2,550,000	1,528,007	2,314,044	412,264	1,351,697

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	72,755	221,272	430,955	136,927	-	3,092,125
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	1,509,004
自己株式の取得	-	-	-	-	-	5
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,851	94,490	17,191	206,150	2,749	208,900
当期変動額合計	128,851	94,490	17,191	206,150	2,749	1,394,599
当期末残高	56,096	126,782	413,763	343,078	2,749	1,697,525

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,550,000	1,528,007	2,314,044	412,264	1,351,697
当期変動額					
欠損填補	-	785,795	785,795	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	322,022	-	322,022
自己株式の取得	-	-	-	6	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	785,795	463,773	6	322,028
当期末残高	2,550,000	742,211	1,850,270	412,271	1,029,668

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	56,096	126,782	413,763	343,078	2,749	1,697,525
当期変動額						
欠損填補	-	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	322,022
自己株式の取得	-	-	-	-	-	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	78,044	-	11,380	66,664	-	66,664
当期変動額合計	78,044	-	11,380	66,664	-	388,693
当期末残高	21,948	126,782	425,143	276,413	2,749	1,308,832

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 ()	1,487,226	342,774
減価償却費	203,594	169,144
減損損失	278,607	2,922
事業再編損	50,298	95,098
関係会社整理損失引当金の増減額 (は減少)	120,000	29,526
貸倒引当金の増減額 (は減少)	2,515	123
賞与引当金の増減額 (は減少)	-	275
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	5,920	3,030
受取利息及び受取配当金	11,972	8,158
支払利息	41,128	35,529
社債利息	1,958	5,499
社債発行費	21,152	-
関係会社株式売却損益 (は益)	-	43,215
特別退職金	557,977	18,360
為替差損益 (は益)	37,364	17,598
投資有価証券評価損益 (は益)	149,391	-
有形固定資産売却損益 (は益)	31,554	5,408
有形固定資産除却損	143	494
売上債権の増減額 (は増加)	80,721	255,063
たな卸資産の増減額 (は増加)	251,671	538,680
仕入債務の増減額 (は減少)	17,829	447,900
未払消費税等の増減額 (は減少)	57,552	117,380
その他	66,833	47,106
小計	216,379	423,263
利息及び配当金の受取額	11,972	8,158
利息の支払額	39,099	44,907
事業再編による支出	41,603	16,883
法人税等の支払額	14,830	8,680
特別退職金の支払額	557,977	18,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	857,918	342,589
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	3,980	56,672
関係会社株式の売却による収入	-	93,206
有形固定資産の取得による支出	263,162	167,982
有形固定資産の売却による収入	36,000	269,074
無形固定資産の取得による支出	924	58,307
差入保証金の回収による収入	-	10,797
差入保証金の差入による支出	368	1,338
長期前払費用の増減額 (は増加)	-	6,619
その他	708	715
投資活動によるキャッシュ・フロー	225,182	194,788

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,049,400	292,586
長期借入れによる収入	100,000	460,000
長期借入金の返済による支出	834,565	706,351
新株予約権付社債の発行による収入	528,823	-
新株予約権の発行による収入	2,749	-
自己株式の取得による支出	5	6
リース債務の返済による支出	31,368	58,689
割賦債務の返済による支出	-	7,597
財務活動によるキャッシュ・フロー	815,034	605,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,875	3,047
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	274,941	70,900
現金及び現金同等物の期首残高	798,708	523,767
現金及び現金同等物の期末残高	1,523,767	1,452,866

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数.....2社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited

蘇州強力五金有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの.....移動平均法による原価法

たな卸資産

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

当社は以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。

賞与引当金

当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

関係会社整理損失引当金

当社及び在外連結子会社は関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象.....外貨建輸入予定取引、借入金

ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」及び固定負債の「リース債務」、「繰延税金負債」、「退職給付に係る負債」は、金額的重要性が低下したため、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」にそれぞれ含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「リース債務」に表示していた31,873千円は、流動負債の「その他」として、固定負債の「リース債務」に表示していた28,558千円、「繰延税金負債」に表示していた59,329千円並びに「退職給付に係る負債」に表示していた3,030千円は、固定負債の「その他」として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「売電収入」及び「補助金収入」は、金額的重要性が低下したため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「売電収入」に表示していた2,908千円、及び「補助金収入」に表示していた3,170千円は、営業外収益の「その他」として組替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

新株予約権付社債549,976千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、当社は引受先の要求に基づき、社債を一括償還する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

なお、前事業年度末日の決算数値では財務制限条項に抵触しておりますが、提出日現在において償還請求を受けておりません。

- (1) 当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合
- (2) 当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、継続企業の前提、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、2021年12月期期末に向けて感染拡大が収束するとともに経済活動が徐々に正常化し、新型コロナウイルス感染拡大前の状況に戻ると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
電子記録債権	121,971千円	- 千円
建物及び構築物	361,729	348,469
土地	711,976	711,976
投資有価証券	195,922	25,402
合計	1,391,599	1,085,848

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
短期借入金	158,517千円	- 千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	658,870	334,504
合計	817,387	334,504

2. 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	249,481千円	249,299千円

3. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
受取手形	20,168千円	26,140千円
電子記録債権	8,668	6,685
合計	28,836	32,826

(連結損益計算書関係)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上原価	42,753千円	36,798千円

2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与手当及び賞与	695,597千円	475,754千円
賞与引当金繰入額	418	687
荷具・運賃	254,295	204,818
賃借料	143,255	135,964

3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
研究開発費の総額	49,996千円	39,430千円

4. 助成金収入

新型コロナウイルス感染症への対応として実施した一時帰休等に伴う休業手当の支給に対する雇用調整助成金等を特別利益に計上しております。

5. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
機械及び装置	33,097千円	- 千円

6. 事業再編損

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、業績回復に向けて、連結子会社も含めた事業の再構築を進めており、それに係る費用を事業再編損として特別損失に計上したものであります。その内訳については、次のとおりであります。

物流体制の再編及び業務プロセスの改善等に係る費用	36,762千円
中国事業再編に伴うアドバイザー費用及び未収入金の評価損	13,536
合計	50,298

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、業績回復に向けて、連結子会社も含めた事業の再構築を進めており、それに係る費用を事業再編損として特別損失に計上したものであります。その内訳については、次のとおりであります。

中国事業撤退に伴う資産整理等に係る費用	78,214千円
低採算品の商権返上に伴う在庫譲渡損	16,883
合計	95,098

7. 関係会社整理損失引当金繰入額

当社は、2019年12月20日開催の取締役会において、当社の中国連結子会社である蘇州強力五金有限公司が営む中国事業から全面撤退する方針を決議しており、それに伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を関係会社整理損失引当金繰入額として計上しております。

8. 従業員休業補償

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う政府や地方自治体からの要請により、当社の工場及び営業所等において一時帰休をしたことに伴う従業員への休業補償の一部を従業員休業補償として特別損失に計上しております。

9. 特別退職金

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

中国事業撤退の方針決定により当社の連結子会社において整理解雇を行った従業員に対する経済補償金であります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社において支払った構造改革に伴う早期退職加算金であります。

10. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失
中華人民共和国 江蘇省太倉市	生産設備等	機械装置等	176,649千円
滋賀県野洲市	その他事業 (賃貸用資産)	土地及び建物等	75,980千円
中華人民共和国 江蘇省太倉市	遊休 (投資用不動産)	投資不動産	25,977千円

(経緯)

上記の資産の内、中国の生産設備等については、2019年12月20日に公表いたしました中国事業撤退の方針決定に伴い、生産終了を前提とした固定資産の減損損失金額であります。滋賀県野洲市の賃貸用資産については、2019年12月13日に公表いたしました当社の土地及び建物の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。中国の投資用不動産については、中国現地法人での不動産の売買契約を締結したことから「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

中国における生産設備等の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込価額により算定しております。また、滋賀県野洲市の賃貸用の土地及び建物等に係る回収可能価額及び中国の投資用不動産に係る回収可能価額は、契約に基づく正味売却価額により算定しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県豊岡市	遊 休 (旧 保 養 所)	土 地	2,049千円
茨城県筑西市	生 産 設 備	機 械 装 置	873千円

(経緯)

上記の資産の内、旧保養所の土地においては、遊休状態であり地価が下落しているため、機械装置においては遊休状態で今後の使用見込みもなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。遊休の土地の正味売却価額については重要性が乏しいため、固定資産税評価額等に基づき評価しており、機械装置の正味売却価額については、売却見込額に基づき算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,449千円	58,692千円
組替調整額	148,845	42,794
税効果調整前	152,294	101,487
税効果額	23,442	23,442
その他有価証券評価差額金	128,851	78,044
為替換算調整勘定：		
当期発生額	17,191	11,380
その他の包括利益合計	111,660	66,664

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	-	-	18,688
合計	18,688	-	-	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,463	0	-	2,463
合計	2,463	0	-	2,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(35株)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2019年新株予約権(注)	普通株式	-	3,819,400	-	3,819,400	2,749
	合計	-	-	-	-	-	2,749

(注) 2019年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	18,688	-	-	18,688
合計	18,688	-	-	18,688
自己株式				
普通株式（注）	2,463	0	-	2,463
合計	2,463	0	-	2,463

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加（58株）であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2019年新株予約権	普通株式	3,819,400	254,625	-	4,074,025	2,749
	合計	-	-	-	-	-	2,749

（注） 2020年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の行使価額の修正によるものであります。

3. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

該当事項はありません。

（2） 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
現金及び預金勘定	523,767千円	452,866千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	523,767	452,866

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備(機械装置及び運搬具)及び全社管理部門におけるコンピュータ機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	48,581	43,660
1年超	156,739	113,078
合計	205,320	156,739

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

関係会社に対して金銭の貸付を行っており、貸付の際は社内の権限規程により決裁を得ており、定期的に回収状況を確認しております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち28.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	523,767	523,767	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,582,347		
貸倒引当金(1)	144		
	1,582,203	1,582,203	-
(3) 電子記録債権	615,852		
貸倒引当金(2)	61		
	615,791	615,791	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	105,826	105,826	-
関係会社株式	127,102	127,102	-
資産計	2,954,691	2,954,691	-
(5) 支払手形及び買掛金	837,123	837,123	-
(6) 電子記録債務	649,648	649,648	-
(7) 短期借入金	2,173,020	2,173,020	-
(8) 未払法人税等	23,964	23,964	-
(9) 新株予約権付社債	549,976	544,862	5,113
(10) 長期借入金(3)	1,618,778	1,618,741	36
負債計	5,852,510	5,847,359	5,150
(11) デリバティブ取引	-	-	-

(1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(3) 長期借入金には、1年内返済予定の金額を含めております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	452,866	452,866	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,251,056		
貸倒引当金(1)	134		
	1,250,921	1,250,921	-
(3) 電子記録債権	614,055		
貸倒引当金(2)	61		
	613,993	613,993	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	54,987	54,987	-
関係会社株式	3,837	3,837	-
資産計	2,376,608	2,376,608	-
(5) 支払手形及び買掛金	549,305	549,305	-
(6) 電子記録債務	489,788	489,788	-
(7) 短期借入金	1,881,035	1,881,035	-
(8) 未払法人税等	41,869	41,869	-
(9) 新株予約権付社債	549,976	548,987	988
(10) 長期借入金(3)	1,372,427	1,390,696	18,269
負債計	4,884,402	4,901,683	17,280
(11) デリバティブ取引	-	-	-

(1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(3) 長期借入金には、1年内返済予定の金額を含めております。

(表示方法の変更)

「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より記載を省略しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載を省略しております。

なお、前連結会計年度の「リース債務(1年内返済予定の金額を含む)」の連結貸借対照表計上額は60,431千円、時価は59,247千円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しておりません。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 新株予約権付社債、(10) 長期借入金

これらの時価については元利金の合計額を同様の社債の発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式	59,114	25,739

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	523,767	-
受取手形及び売掛金	1,582,347	-
電子記録債権	615,852	-
合計	2,721,967	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	452,866	-
受取手形及び売掛金	1,251,056	-
電子記録債権	614,055	-
合計	2,317,978	-

4. 短期借入金、長期借入金及び新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,173,020	-	-	-	-	-
長期借入金	697,285	531,958	299,687	89,848	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-	549,976	-
合計	2,870,305	531,958	299,687	89,848	549,976	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,881,035	-	-	-	-	-
長期借入金	550,090	317,819	125,830	60,972	60,972	256,744
新株予約権付社債	-	-	-	549,976	-	-
合計	2,431,125	317,819	125,830	610,948	60,972	256,744

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	149,398	72,789	76,608
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	149,398	72,789	76,608
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	83,530	83,530	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	83,530	83,530	-
合計		232,929	156,320	76,608

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,837	3,493	344
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,837	3,493	344
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	54,987	77,280	22,292
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	54,987	77,280	22,292
合計		58,825	80,773	21,948

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	3,980	889	343
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	3,980	889	343

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	149,878	44,321	672
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	149,878	44,321	672

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について149,391千円(その他有価証券の株式149,391千円)の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2019年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	199,000	118,600	(注)
合計			199,000	118,600	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	118,600	38,200	(注)
合計			118,600	38,200	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度及び第10期(1974年4月期)より適格退職年金制度(退職一時金制度の一部を移行)を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	8,950千円	3,030千円
退職給付の支払額	5,920	3,030
退職給付に係る負債の期末残高	3,030	-

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,030千円	- 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,030	-
退職給付に係る負債	3,030千円	- 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,030	-

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度46,426千円、当連結会計年度43,610千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	434,219千円	506,195千円
関係会社整理損失引当金	284,831	305,610
減損損失	99,408	54,384
投資有価証券評価損	53,861	50,440
たな卸資産評価損	58,438	49,803
減価償却費	19,046	18,170
会員権評価損	11,562	11,562
長期未払金	10,810	8,356
未払事業税	4,641	8,323
貸倒引当金	2,772	2,809
その他	9,668	4,173
繰延税金資産小計	989,263	1,019,830
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	434,219	506,195
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	552,075	513,635
評価性引当額	986,295	1,019,830
繰延税金資産合計	2,968	-
繰延税金負債		
在外連結子会社の留保利益	1,006千円	581千円
圧縮積立金	37,849	-
その他有価証券評価差額金	23,442	-
繰延税金負債合計	62,297	581
繰延税金資産及び負債()の純額	59,329	581

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	52,166	54,345	9,276	65,502	178,621	74,307	434,219
評価性引当額	52,166	54,345	9,276	65,502	178,621	74,307	434,219
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	55,073	9,400	66,379	179,610	77,315	118,416	506,195
評価性引当額	55,073	9,400	66,379	179,610	77,315	118,416	506,195
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、営業所及び倉庫の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	18,780千円	22,280千円
賃貸借契約の締結等に伴う増加額	3,500	633
資産除去債務の履行による減少額	-	12,425
期末残高	22,280	10,488

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にねじ、ナット、金具等の建築用ファスナー及びそれらを締結するツール(工具)を製造販売する事業と自動車及び家電向けの部品を製造販売する事業を行っており、「建築用ファスナー及びツール関連事業」及び「自動車・家電等部品関連事業」を報告セグメントとしております。

「建築用ファスナー及びツール関連事業」は、ねじ、ナット、金具及びツール等の製造販売を行っております。

「自動車・家電等部品関連事業」は、中国にて自動車及び家電向けの部品を製造販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他事業 (注)1	合計	調整額 (注)2、4	連結財務諸表 計上額 (注)3
	建築用ファスナー及びツール 関連事業	自動車・家電等 部品関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	6,661,854	421,450	10,520	7,093,825	-	7,093,825
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	6,661,854	421,450	10,520	7,093,825	-	7,093,825
セグメント利益又は損失()	182,560	6,699	5,105	170,755	102,888	273,643
セグメント資産	6,839,824	463,301	120,569	7,423,695	798,338	8,222,034
その他の項目						
減価償却費	170,848	24,376	3,725	198,949	4,645	203,594
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	253,362	8,516	-	261,878	650	262,528

(注)1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産の調整額及び減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社資産及びそれらに対する減価償却費であり、全社資産の主なものは提出会社本社の余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、4	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	建築用ファスナ ー及びツール 関連事業	自動車・家電等 部品関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	5,266,885	39,234	3,681	5,309,801	-	5,309,801
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,266,885	39,234	3,681	5,309,801	-	5,309,801
セグメント利益又は 損失()	44,799	20,843	1,696	63,947	82,825	146,772
セグメント資産	6,066,699	91,501	22,559	6,180,760	683,877	6,864,637
その他の項目						
減価償却費	161,090	3,391	1,109	165,591	3,553	169,144
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	341,075	-	-	341,075	-	341,075

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産の調整額及び減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社資産及びそれらに対する減価償却費であり、全社資産の主なものは提出会社本社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

5. 自動車・家電等部品関連事業のセグメント資産は、前連結会計年度と比較して著しく減少しております。これは、中国連結子会社の事業撤退を進めた影響によるものであります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
1,995,765	453,496	2,449,262

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス(株)	2,288,578	建築用ファスナー及びツール関連事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
2,059,109	310,054	2,369,164

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス(株)	1,560,044	建築用ファスナー及びツール関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	建築用ファスナー 及びツール関連事業	自動車・家電等 部品関連事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	169,097	33,529	75,980	-	278,607

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	建築用ファスナー 及びツール関連事業	自動車・家電等 部品関連事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	2,922	-	-	-	2,922

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス(株)	大阪市北区	202,591,209	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	(被所有) 直接 23.9	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	2,288,578	受取手形及び売掛金 電子記録債権	211,526 355,405
							受取配当金	4,339	-	-

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス(株)	大阪市北区	202,591,209	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	(被所有) 直接 23.9	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	1,560,044	受取手形及び売掛金 電子記録債権	139,025 395,860
							受取配当金	4,694	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製商品の販売の取引条件につきましては、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	104.45円	80.50円
1株当たり当期純損失金額()	93.00円	19.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年12月31日)	当連結会計年度末 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,697,525	1,308,832
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	2,749	2,749
(うち新株予約権(千円))	(2,749)	(2,749)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,694,775	1,306,082
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	16,225	16,225

3. 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	1,509,004	322,022
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額()(千円)	1,509,004	322,022
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,225	16,225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権 の数38,194個(普通株式 3,819,400株))及び第1回無担 保転換社債型新株予約権付社 債(新株予約権の数49個、総 額549,976千円)	第1回新株予約権(新株予約権 の数38,194個(普通株式 4,074,025株))及び第1回無担 保転換社債型新株予約権付社 債(新株予約権の数49個、総 額549,976千円)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本パワー ファスニング 株	第1回無担保転 換社債型新株予 約権付社債	2019年8月23日	549,976	549,976	1.00	なし	2024年8月23日
合計	-	-	549,976	549,976	-	-	-

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	当初 144円 2020年12月31日現在 135円 但し、2021年2月22日付で131円に 修正。
発行価額の総額(千円)	549,976
新株予約権の行使により発行した株式 の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2019年8月23日 至 2024年8月21日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしてします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	549,976	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,173,020	1,881,035	0.69	-
1年以内に返済予定の長期借入金	697,285	550,090	0.88	-
1年以内に返済予定のリース債務	31,873	883	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	921,493	822,337	0.71	2022年～2030年
その他有利子負債(1年以内に返済予定の割賦未払金)	-	9,116	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	28,558	-	-	-
その他有利子負債(長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く))	-	28,869	-	2022年～2025年
合計	3,852,229	3,292,332	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他有利子負債(割賦未払金)の平均利率については、割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びその他有利子負債(長期割賦未払金)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	317,819	125,830	60,972	60,972
その他有利子負債 (長期割賦未払金)	9,116	9,116	9,116	1,519

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,430,373	2,675,194	3,938,676	5,309,801
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額()(千円)	134,187	194,064	279,782	342,774
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失金額() (千円)	138,083	167,149	256,782	322,022
1株当たり四半期(当期)純 損失金額()(円)	8.51	10.30	15.83	19.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	8.51	1.79	5.52	4.02

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	389,025	420,357
受取手形	4 311,545	4 251,017
電子記録債権	1, 2, 4 615,852	2, 4 614,055
売掛金	2 1,134,456	2 943,581
商品及び製品	1,250,692	958,013
仕掛品	235,478	278,759
原材料及び貯蔵品	372,296	336,672
前渡金	478,146	112,066
関係会社短期貸付金	300,000	613,000
その他	2 71,092	2 84,881
貸倒引当金	270	205
流動資産合計	5,158,317	4,612,200
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 535,519	1 634,984
構築物	22,377	16,535
機械及び装置	258,580	315,345
車両運搬具	7,019	4,879
工具、器具及び備品	46,617	45,799
土地	1 1,055,778	1 983,759
リース資産	4,046	818
建設仮勘定	64,094	63,097
有形固定資産合計	1,994,034	2,065,218
無形固定資産		
1,045		53,020
投資その他の資産		
投資有価証券	1 133,766	1 80,727
関係会社株式	1 1,731,222	1,607,957
関係会社長期貸付金	325,000	350,000
会員権	67,820	67,820
その他	42,029	40,403
貸倒引当金	8,789	8,914
投資その他の資産合計	2,291,047	2,137,993
固定資産合計	4,286,127	4,256,233
資産合計	9,444,444	8,868,433

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	76,849	46,505
買掛金	2 606,434	2 412,378
電子記録債務	649,648	489,788
短期借入金	1 1,865,671	1,881,035
1年内返済予定の長期借入金	1 697,285	1 550,090
未払金	2 183,757	2 160,442
未払法人税等	23,849	41,753
関係会社整理損失引当金	850,000	934,317
その他	2 110,495	2 350,703
流動負債合計	5,063,991	4,867,013
固定負債		
新株予約権付社債	549,976	549,976
長期借入金	1 921,493	1 822,337
その他	99,903	58,462
固定負債合計	1,571,372	1,430,775
負債合計	6,635,363	6,297,789
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,550,000	2,550,000
資本剰余金		
資本準備金	650,000	-
その他資本剰余金	878,007	742,211
資本剰余金合計	1,528,007	742,211
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	85,841	-
繰越利益剰余金	871,637	163,314
利益剰余金合計	785,795	163,314
自己株式	412,264	412,271
株主資本合計	2,879,946	2,716,624
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	53,166	21,948
土地再評価差額金	126,782	126,782
評価・換算差額等合計	73,615	148,730
新株予約権	2,749	2,749
純資産合計	2,809,080	2,570,644
負債純資産合計	9,444,444	8,868,433

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1 6,620,784	1 5,279,223
売上原価	1 5,154,548	1 4,057,818
売上総利益	1,466,235	1,221,405
販売費及び一般管理費	2 1,547,240	2 1,261,124
営業損失()	81,004	39,719
営業外収益		
受取利息	1 7,587	1 9,155
受取配当金	1 9,945	1 7,752
その他	10,654	11,591
営業外収益合計	28,187	28,500
営業外費用		
支払利息	27,218	29,936
社債利息	1,958	5,499
社債発行費	21,152	-
その他	18,261	14,596
営業外費用合計	68,591	50,032
経常損失()	121,409	61,251
特別利益		
関係会社株式売却益	-	43,215
助成金収入	-	20,616
固定資産売却益	33,097	-
特別利益合計	33,097	63,832
特別損失		
関係会社整理損失引当金繰入額	850,000	120,000
従業員休業補償損失	-	23,798
特別退職金	-	18,360
事業再編損	45,262	16,883
減損損失	75,980	2,922
投資有価証券評価損	149,391	-
その他	2,528	4,258
特別損失合計	1,123,162	186,223
税引前当期純損失()	1,211,474	183,642
法人税、住民税及び事業税	16,626	14,553
法人税等調整額	5,793	34,881
法人税等合計	22,419	20,327
当期純損失()	1,233,893	163,314

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	456,746	542,588	412,259	4,208,335
当期変動額									
当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	1,233,893	1,233,893	-	1,233,893
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	5	5
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	94,490	94,490	-	94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,328,384	1,328,384	5	1,328,389
当期末残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	871,637	785,795	412,264	2,879,946

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	75,251	221,272	296,523	-	3,911,811
当期変動額					
当期純損失（ ）	-	-	-	-	1,233,893
自己株式の取得	-	-	-	-	5
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,417	94,490	222,908	2,749	225,658
当期変動額合計	128,417	94,490	222,908	2,749	1,102,731
当期末残高	53,166	126,782	73,615	2,749	2,809,080

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
					圧縮積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	871,637	785,795	412,264	2,879,946	
当期変動額										
資本準備金の取崩	-	650,000	650,000	-	-	-	-	-	-	
欠損填補	-	-	785,795	785,795	85,841	871,637	785,795	-	-	
当期純損失()	-	-	-	-	-	163,314	163,314	-	163,314	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	6	6	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	650,000	135,795	785,795	85,841	708,322	622,481	6	163,321	
当期末残高	2,550,000	-	742,211	742,211	-	163,314	163,314	412,271	2,716,624	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	53,166	126,782	73,615	2,749	2,809,080
当期変動額					
資本準備金の取崩	-	-	-	-	-
欠損填補	-	-	-	-	-
当期純損失()	-	-	-	-	163,314
自己株式の取得	-	-	-	-	6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	75,114	-	75,114	-	75,114
当期変動額合計	75,114	-	75,114	-	238,436
当期末残高	21,948	126,782	148,730	2,749	2,570,644

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

 a. 時価のあるもの.....事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

 b. 時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建 物 5～50年

 機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

 a. ヘッジ手段.....通貨スワップ、金利スワップ

 b. ヘッジ対象.....外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」及び固定負債の「リース債務」、「繰延税金負債」、「退職給付引当金」は、金額的重要性が低下したため、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」にそれぞれ含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「リース債務」に表示していた3,486千円は、流動負債の「その他」として、固定負債の「リース債務」に表示していた883千円、「繰延税金負債」に表示していた58,323千円並びに「退職給付引当金」に表示していた3,030千円は、固定負債の「その他」として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「売電収入」及び営業外費用の「為替差損」は、金額的重要性が低下したため、営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「売電収入」に表示していた2,908千円は、営業外収益の「その他」として、営業外費用の「為替差損」に表示していた4,485千円は、営業外費用の「その他」として組替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

新株予約権付社債549,976千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、当社は引受先の要求に基づき、社債を一括償還する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

なお、前事業年度末日の決算数値では財務制限条項に抵触しておりますが、提出日現在において償還請求を受けておりません。

- (1) 当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合
- (2) 当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、継続企業の前提、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、2021年12月期期末に向けて感染拡大が収束するとともに経済活動が徐々に正常化し、新型コロナウイルス感染拡大前の状況に戻ると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
電子記録債権	121,971千円	- 千円
建物	361,729	348,469
土地	711,976	711,976
投資有価証券	72,246	25,402
関係会社株式	123,675	-
合計	1,391,599	1,085,848

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期借入金	158,517千円	- 千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	658,870	334,504
合計	817,387	334,504

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	575,310千円	539,258千円
短期金銭債務	1,413	12,251

3. 保証債務

関係会社に対して次のとおり保証を行っております。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
蘇州強力五金有限公司(銀行借入金)	307,348千円	- 千円
蘇州強力五金有限公司(リース債務)	59,747	-
	(3,810千円)	(- 千円)
合計	367,095	-

4. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
受取手形	20,168千円	26,140千円
電子記録債権	8,668	6,685
合計	28,836	32,826

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,288,578千円	1,560,044千円
仕入高	958,636	477,551
営業取引以外の取引による取引高	11,074	14,314

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度72%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度28%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与手当及び賞与	607,234千円	458,055千円
退職給付費用	29,506	26,442
荷具・運賃	244,300	201,554
減価償却費	20,621	25,753

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,604,119千円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,604,119千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社整理損失引当金	260,100千円	285,901千円
税務上の繰越欠損金	41,568	86,159
たな卸資産評価損	28,948	31,846
投資有価証券評価損	53,861	50,440
減損損失	42,150	19,794
減価償却費	19,046	18,170
会員権評価損	11,562	11,562
長期未払金	10,810	8,356
未払事業税	4,641	8,323
資産除去債務費用	4,412	1,482
貸倒引当金	2,772	2,809
退職給付引当金	927	-
その他	3,083	2,690
繰延税金資産小計	483,886	527,539
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	41,568	86,159
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	439,349	441,379
評価性引当額	480,917	527,539
繰延税金資産合計	2,968	-
繰延税金負債		
圧縮積立金	37,849千円	-千円
その他有価証券評価差額金	23,442	-
繰延税金負債合計	61,291	-
繰延税金資産及び負債()の純額	58,323	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	535,519	160,713	23,669	37,578	634,984	1,441,636
	構築物	22,377	-	4,141	1,700	16,535	252,402
	機械及び装置	258,580	111,729	917	54,047	315,345	1,623,362
	車両運搬具	7,019	1,490	-	3,630	4,879	11,172
	工具、器具及び備品	46,617	20,785	744	20,858	45,799	333,104
	土地	1,055,778 [126,782]	-	72,019 (2,049)	-	983,759 [126,782]	-
	リース資産	4,046	-	-	3,227	818	9,003
	建設仮勘定	64,094	205,302	206,299 (873)	-	63,097	-
	計	1,994,034 [126,782]	500,020	307,791 (2,922)	121,043	2,065,218 [126,782]	3,670,682
無形固定資産	計	1,045	54,049	-	2,073	53,020	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は減損損失の計上額を内数で表示しております。

2. 「建物」の当期増加額の主なものは、筑西テクニカルセンターの建設によるものであります。

3. 土地の「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	9,059	330	270	9,120
関係会社整理損失引当金	850,000	120,000	35,682	934,317

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第57期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第58期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月15日近畿財務局長に提出。

第58期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月13日近畿財務局長に提出。

第58期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年3月30日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月31日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕司 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本パワーファスニング株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本パワーファスニング株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月31日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕司 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。